

平成24年第3回豊頃町議会臨時会会議録

平成24年5月21日（月曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第28号	平成24年度豊頃町一般会計補正予算(第1号))
日程第 4	議案第29号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 5	議案第30号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（9名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
総務課長	山本芳博君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	吉村進君
福祉課長	高井伸夫君
子育て支援所長	高倉明君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
教育委員会教育課長	柄崎明久君
農業委員会事務局長	友重誠一君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	木村ひとみ君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成 2 4 年第 3 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 小野木議長 議事に入る前に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 行政報告を申し上げます。初めに、平成 2 4 年 5 月 4 日から 5 日の低気圧に伴う大雨対策等についてであります。この度の低気圧は、強い勢力を有し進行速度も遅く、東日本各地に大きな爪痕を残し 5 月 3 日夜から北海道に接近、道内各地にも甚大な災害をもたらしました。本町では、5 月 4 日 1 2 時 4 7 分の洪水警報発令前の 7 時 3 0 分に、牛首別川の水位上昇を確認し排水ポンプのセットを委託業者に指示するとともに、8 時過ぎには大川雨量観測所において 8 0 ミリメートルを超える状況となったことから、直ちに小川排水機場の稼働準備に入り 9 時 5 0 分に運転を開始後、関係機関との情報把握に努め、二宮排水機場、牛首別、石神救急排水施設の運転を順次開始、1 3 時 5 5 分には育素多排水機場の運転を開始しました。1 5 時に庁内災害対策会議を開き、各河川の増水状況の把握と対応について協議を行い、引き続き警戒態勢を強化することを確認するとともに、安骨樋門の内水排除について帯広開発建設部に排水ポンプ車の出動要請を行い、礼作別樋門については町の排水ポンプ車により対応するなど、2 3 時 3 5 分の寒々救急排水施設の運転開始を最終に、4 排水機場・7 救急排水施設及び 2 樋門の排水ポンプ車による内水排除を行い、植え付け間もないビート、馬鈴薯及び秋まき小麦の被害の低減に努めました。この度の総雨量は、大川雨量観測所で 1 8 3 ミリメートル、牛首別川雨量観測所で 1 3 8 ミリメートル、大津雨量観測所で 1 2 6 ミリメートルと 5 月初旬としては記録的な降雨となり融雪期とも重なり、十勝川本流の水位がなかなか下がらず、5 月 6 日 6 時 4 分の育素多排水機場の運転停止まで長時間に亘る内水排除対応となりました。被害の状況は別紙被害調査のとおりであります。農道、明渠、公共育成牧場、林道の農林業施設及び町道、河川等公共土木施設において、3, 0 0 0 万円を超える被害に及びこれら災害復旧費等関連予算について、本臨時会に提案いたしましたのでよろしくお願いいたします。また、農作物の冠水被害については、内水排除対応を可能な限り行ったところであり、今後の生育に大きな影響が生じないことと併せて作付けの遅れによる農作業事故などが起こらないことを願うところでもあります。

次に、太陽光発電事業の展開についてであります。予てより立地調査等進めてまいりました、ソーラーウエイ株式会社（本社東京都）による太陽光発電事業は、正式に本町豊頃佐々田町106番地ほかの旧豊頃小学校跡地において実現の運びとなりました。面積13,820平方メートル、想定総事業費約3億円を投じて、2,520枚の太陽光パネルが設置され、1時間当たりの発電量が592キロワット、年間の供給可能発電電力量は71万キロワットと、一般家庭の使用電力量に換算すると約200世帯分をカバーする電力量となります。ソーラーウエイ株式会社では、既に北海道電力による送電及び買い取りに関する可否判定も終了し、売電契約及び太陽光パネル等設置工事を残し10月中の操業開始に向けて準備を進めているところであります。この間、4月24日には豊頃佐々田町地区住民及び豊頃地域づくり協議会に呼びかけた住民説明会を開催し、翌25日に町有地の貸付に関する賃貸契約を締結しております。5月18日には、ソーラーウエイ株式会社代表取締役 足利恵吾 氏と豊頃町との間でメガソーラー発電事業に関する事業実施協定書の調印を行い、各報道機関への事業説明も行ったところであります。受入れ準備として、用地測量、立木の伐採、整地等について予算措置を必要とするものであります。今後、20年間に亘る賃貸料及び固定資産税等の収入はもとより、自然エネルギー活用に向けた町としての取り組みのイメージアップが図られるものと期待しております。以上、報告申し上げます。

- 小野木議長 これにて行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 議案第28号

- 小野木議長 日程第3 議案第28号 平成24年度豊頃町一般会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 議案第28号平成24年度豊頃町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,626万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,772万6千円と定めるものであります。この度の補正の主なものは、去る5月4日から5日の低気圧に伴う大雨対策等に要する経費について、補正するものであります。歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

8款 消防費 2項 災害対策費において、開発建設部に出動要請した排水ポンプ車の操作及び同内水排除に伴う道々旅来豊頃停車場線の迂回路交通誘導員の配置のための役務費79万9千円、町有排水ポンプの配備運転等委託料46万8千円など合わせて、316万8千円を追加。

10款 災害復旧費 1項 農業用施設災害復旧費において、2目現年災害復旧費として、農道等災害補修費880万円を計上。2項 公共土木施設災害復旧費において、2目現年災害復旧費として、町道等災害補修費及び災害復旧工事費1,990万円を計上。3項 林業施設災害復旧費において、1目現年災害復旧費として、林道災害補修費440万円を計上するものであります。なお、災害復旧費の詳細については、被害調書のとおりであります。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、6ページをご覧ください。

9款 地方交付税 1項 地方交付税に、3,626万8千円を追加するものであります。以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、9款地方交付税

(質疑なし)

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

7ページ、8款消防費、2項災害対策費

(質疑なし)

10款災害復旧費、1農業用施設災害復旧費

(質疑なし)

2項公共土木施設災害復旧費

(質疑なし)

3項林業施設災害復旧費

(質疑なし)

- 小野木議長 歳出全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
- 小野木議長 これから討論を行います。討論はありませんか。。
(討論なし)
- 小野木議長 討論なしと認めます。
- 小野木議長 これから議案第28号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

- 小野木議長 日程第4 議案第29号 豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
吉村住民課長。
- 吉村住民課長 議案第29号豊頃町税条例の一部改正についてご説明いたします。本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町の税条例に所要の改正や条項、用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備をするため、一部改正を行うものであります。改正内容につきましては、議案説明資料第1号でご説明いたします。
第36条の2第1項の改正は、公的年金支払者が提出する公的年金等支払報告書に寡婦の記載が追加されたことにより、年金所得者が寡婦控除の申告をしなくても、適用の有無を把握することが可能となったことから、町民税申告の寡婦控除額を削除するものであり、平成26年1月1日から施行するものであります。
附則第12条は、商業地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの固定資産税の特例で、負担水準が70%を超える土地の負担調整措置は、当該年度分の評価額の70%を課税標準額とし、負担水準が60%未満の土地の負担調整措置は、前年度課税標準額に当該年度分の評価額の5%を加算した額を課税標準額とする方式を3年間継続延長するもので、平成24年4月1日から適用します。

次に、住宅用地に対して課する平成24年度から平成26年度までの固定資産税の特例では負担水準が80%以上で100%以下の土地の負担調整措置は、前年度課税標準額に据え置く措置を平成26年度までに廃止することとし、平成24年度及び平成25年度の課税標準額にあっては、負担水準が90%以上で100%以下の土地の負担調整措置は、前年度課税標準額に据え置き、負担水準が90%未満の土地の負担調整措置は、前年度課税標準額に当該年度分の評価額に住宅用地特例割合を乗じて、更に5%を乗じて加算した額を課税標準額とするものです。

平成26年度の課税標準額は、負担水準が100%以下の土地の負担調整措置は、前年度課税標準額に当該年度分の評価額に住宅用地特例割合を乗じて、更に5%を乗じて加算した額を課税標準額とします。これらの改正は、平成24年4月1日から適用します。

附則第21条の2は、公益法人が設置する図書館、博物館等について一定の要件を満たすものに限って非課税措置の対象とするもので、平成24年4月1日から適用します。

附則第22条の2は、東日本大震災で居住の用に供していた家屋が、滅失したことで、居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件を、災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長されるもので、平成24年4月1日から適用します。

附則第23条は、東日本大震災により自己の所有する家屋が被災し、住宅を再取得した場合は、住宅借入金等特別控除額の控除率を特例で1.2%とし、10年間適用されます。

また、同震災により居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合の住宅借入金等特別控除を重複して適用を受けることができます。これらの改正は平成24年4月1日から適用します。

附則として第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経過措置を、第3条には固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を受けます。質疑はありませんか

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

- 小野木議長 日程第5 議案第30号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

- 吉村住民課長 議案第30号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律がそれぞれ公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例を整備するために、附則に1項を追加するための一部改正を行うものであります。

改正の内容は、附則第14項の次に附則第15項として1項を加え、見出しを東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例とし、追加の本文の内容は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が有していた家屋が、東日本大震災により滅失したことにより、その敷地の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間は3年のところを、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例では、7年に延長して適用することができることから、この規定を追加するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を受けます。質疑はありますか

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成24年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員